

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 内部統制制度における評価報告書の取扱い等について	1
2 「かながわ I C T ・データ利活用推進計画 令和 3 年度点検報告書（案）」 について	4
3 花月園観光(株)について	6
4 県庁東庁舎レストラン等の運営事業者の募集について	8

参考資料 かながわ I C T ・データ利活用推進計画 令和 3 年度点検報告書（案）

1 内部統制制度における評価報告書の取扱い等について

本県では、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、令和2年4月から内部統制制度を導入し、財務等に関する事務を対象に、不祥事防止に取り組んでいる。

これにより、知事は、毎年度、内部統制の取組を評価報告書として取りまとめ、監査委員の審査に付した上で議会に提出、公表するが、当該評価報告書の今後の取扱い等について、報告する。

(1) 本県における内部統制の概要

ア 趣旨

知事のリーダーシップの下、事務処理の適正さを確保する上でのリスクを評価及びコントロールし、もって県政に対する県民の信頼確保を図ることを目的としている。

イ 対象事務

- ① 財務(会計、財産管理)に関する事務
- ② 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務
- ③ その他全庁的なリスク（サービス等）を有する事務

ウ 取組の視点

- ① 業務の効率的かつ効果的な遂行
- ② 財務報告等の信頼性の確保
- ③ 業務に関わる法令等の遵守
- ④ 資産の保全

エ 推進体制

総務局長を実務上の責任者とし、次のとおり体制を整備した。

(ア) 内部統制推進責任者（総務局総務室長）

内部統制制度の周知を行うとともに、リスク対応策の整備、見直し等を行う。

(イ) 独立的評価責任者（総務局組織人材部長）

内部統制の取組を第三者的な視点から評価し、評価報告書を作成する。

(ウ) 内部統制推進者（各所属長）

自らが所管する業務執行上のリスクを把握するとともに、リスク対応策を実施する。

オ 知事以外の任命権者の内部統制

知事以外の任命権者は、知事が定めた基本方針に準じるなどして、一

体となって内部統制の取組を推進することとしている。

(2) 評価報告書

ア 記載事項

内部統制の整備状況及び運用状況について評価を行い、以下の4点を記載した評価報告書を作成する。

- ① 内部統制の整備及び運用に関する事項
- ② 評価手続
- ③ 評価結果
- ④ 不備の是正に関する事項

イ 評価対象

評価対象所属は、知事部局の全所属とする。

ウ 審査・公表

評価報告書は、監査委員の審査に付した上で、議会に提出し公表する。

エ 評価報告書の取扱い

昨年度は、知事部局の評価報告書の参考資料として知事以外の任命権者の評価報告書も議会に提出したが、地方自治法では、知事以外の任命権者の評価報告書は、監査委員の審査も議会への提出も求められていない。

よって、今年度からは、法の規定どおり知事部局の評価報告書のみを議会に提出する。

オ 知事以外の任命権者の評価

自ら内部統制制度を整備して実施する教育委員会、企業庁及び監査委員については、それぞれが評価報告書を作成し、公表する。

また、これ以外の任命権者については、各任命権者の依頼に基づき、知事が評価報告書を作成し、公表する。

(3) 令和4年度の予定

令和4年8月上旬～ 知事から監査委員へ評価報告書の提出

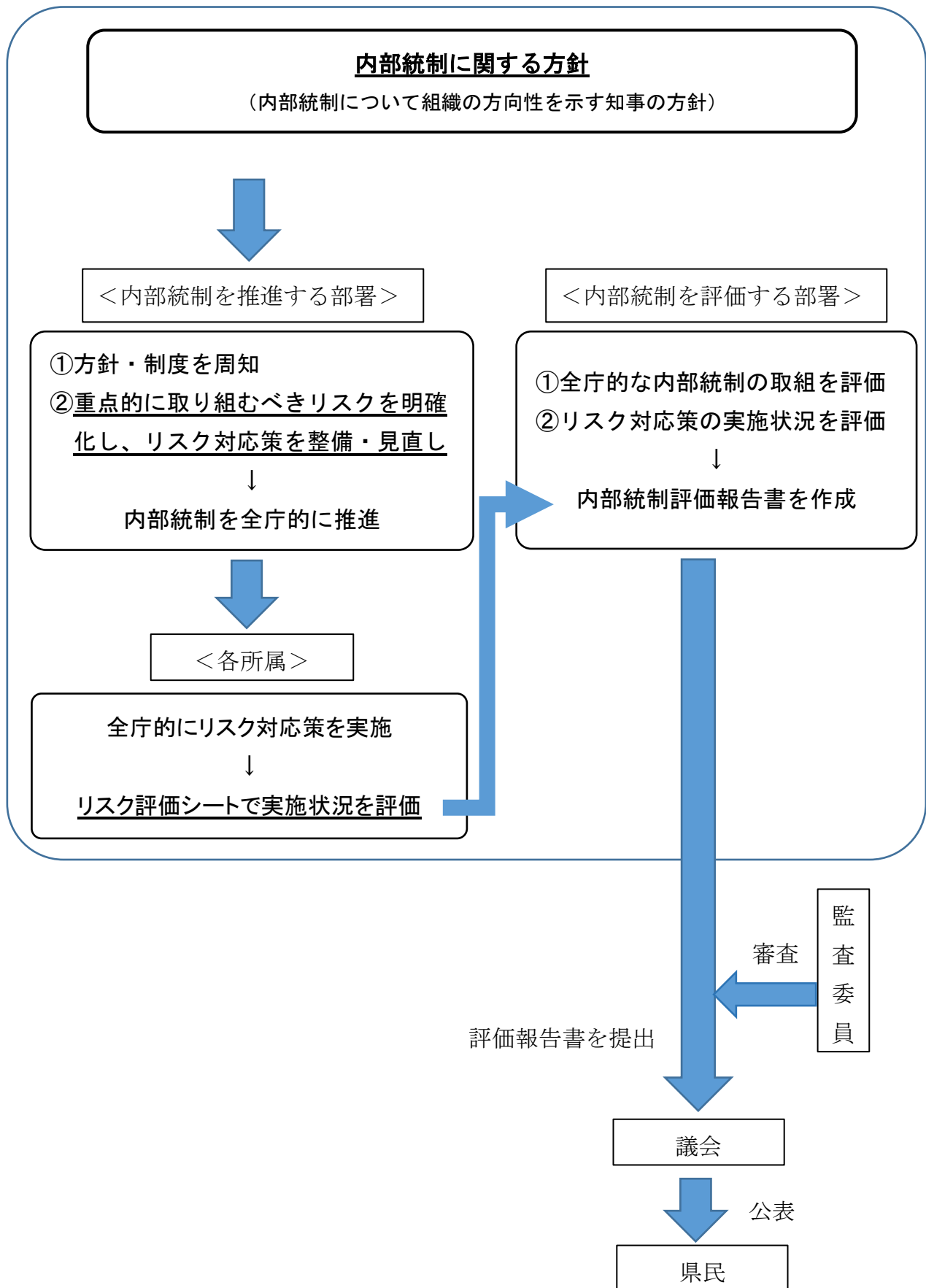
監査委員の審査の実施

11月中旬 監査委員から知事に対し評価報告書に係る審査意見の提出

11月下旬 監査委員の意見を付した評価報告書を議会へ提出

12月 評価報告書の公表

地方公共団体における内部統制制度（知事部局）



2 「かながわ I C T ・ データ利活用推進計画 令和 3 年度 点検報告書（案）」について

(1) 趣旨

令和元年 7 月に「かながわ I C T ・ データ利活用推進計画」を策定し、I C T 及びデータを積極的に利活用して、県民の安全安心や利便性の向上を図る「くらしの情報化」と、行政内部の業務全般の効率化を図る「行政の情報化」を実現するために、取組を推進してきた。

本計画の取組状況を把握、管理するために、「かながわ I C T ・ データ利活用推進計画 令和 3 年度点検報告書（案）」（以下「点検報告書（案）」という。）を作成したので、報告する。

(2) 点検報告書（案）の概要＜「参考資料」参照＞

ア 全体

計画 3 年目の令和 3 年度は、計画に位置付けている 21 分野 76 施策のうち、令和 3 年度に成果指標が設定されている 42 施策中、33 施策（78.6%）で成果指標を達成した。

なお、達成できなかった 9 施策のうち、5 施策が新型コロナウイルス感染症の影響等によるものとなっている。

イ 柱ごとの取組

(ア) 柱Ⅰ くらしの情報化

次の 3 つの中柱に位置付けた 12 分野 47 施策に取り組み、令和 3 年度に成果指標が設定されている 31 施策中、24 施策（77.4%）で成果指標を達成した。

- ・ I C T 及びデータを利活用した県民サービスの提供
- ・ 官民情報共有・整備の推進
- ・ 県民サービスの更なる電子化の推進

(イ) 柱Ⅱ 行政の情報化

次の 4 つの中柱に位置付けた 8 分野 22 施策に取り組み、令和 3 年度に成果指標が設定されている 11 施策中、9 施策（81.8%）で成果指標を達成した。

- ・ 行政事務の更なる電子化の推進
- ・ クラウド適用の原則化
- ・ I C T ガバナンスの強化
- ・ 情報化人材の確保

ウ かながわ I C T ・ データ利活用推進戦略の策定

コロナ禍において顕在化したデジタル化の遅れに対応し、D Xの加速化を図るため、計画を補完し、県庁全体で幹部職員を筆頭に、職員一人ひとりが本県のD Xの方向性を共有し、主体的に取り組むための方策として、「かながわ I C T ・ データ利活用推進戦略」を令和3年12月に策定した。

エ 今後の取組

令和4年度も、国の動向やI C Tの情勢など、県を取り巻く環境に留意しながら、デジタル戦略本部室は自らの施策に取り組むとともに、各施策に取り組んでいる所管課にも助言や情報提供、支援を行い、計画を着実に推進する。

(3) 今後の予定

令和4年7月 「点検報告書」公表

3 花月園観光(株)について

(1) 法人の概要

ア 設立の経緯

昭和25年7月、地方財政の健全化への寄与、自転車その他機械工業の振興、体育・社会福祉など公益の増進を目的とし、競輪事業を行うため、花月園競輪場の管理、運営を担う法人として、花月園観光(株)の前身である「神奈川競輪株式会社」を県主導で設立。(所在地：横浜市中区桜木町)

イ 株式の状況(令和4年3月31日時点)

発行株数 1,766,600株

県持株数 129,682株(7.34%)

[他、横浜市(5.5%)、横須賀市(3.2%)と併せて計3自治体に加え、企業・個人が株主となっている]

ウ 主な事業内容

(ア) サテライト(競輪専用場外車券売場)の賃貸

(イ) 各種公営競技投票券販売所の運営受託

エ 役職員

代表取締役社長 松尾 嘉之輔

役員8名(取締役5名(常勤3名)、監査役3名(常勤1名))、常勤職員15名

(2) 県が出資した理由

上記設立の経緯のとおり、戦災復興、戦後の地方財政の立て直しの一助として競輪事業を始めるため、県主導で「神奈川競輪株式会社」を設立し、株式を取得している。

※ なお、花月園競輪場の閉鎖及び競輪組合解散後も、法人設立の経緯及び株式売却による法人への影響等に鑑みて、株式の保有を続けている。

(3) 近年の経営状況

花月園競輪場の閉鎖後は場外車券場を主な事業として行ってきたが、ファンの高齢化など近年の経営環境は厳しい状況が続いている。さらに、コロナ禍の影響も加わり、2年連続で当期純損失を計上している。

【当期純利益(当期純損失)の推移】

(単位：百万円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
当期純利益(当期純損失)	12	△195	8	△3	△81

(4) 経営健全化に向けた取組

ア 経営改善に向けた取組

上記経営状況の中、当該法人も更なる企業成長を目指し、キャッシュレス投票型場外車券売場への転換、複合型場外化の更なる推進、サテライト・オートレース横浜事業への注力といった課題に取り組み、収益力の向上及び経営基盤の安定化を図る。

イ 減資の実施

(7) 減資の理由

財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、繰越利益剰余金の欠損を填補し、資本金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行う。

(1) 減資の効果

減資により、貸借対照表を大幅に改善することができる。また、資本金1億円の中小法人となることに伴い、税の優遇措置を享受できる。

(ウ) 株主総会での承認の日

令和4年6月24日

(5) 県の対応

本減資は、会社の財務体質の健全化を図るためのものであり、また、県保有の株式数及び1株あたりの純資産額に影響はないため、その判断を尊重するとともに、より一層の効率的運営と経営の安定化に向けた取組に努められるよう求めていく。

【減資による資本金等の変動】

(貸借対照表「純資産の部」)	(単位：千円)	
	【減資前】	【減資後】
株主資本	335,623	335,623
資本金	883,300	<u>100,000</u>
資本剰余金	399,649	<u>247,127</u>
資本準備金	399,649	25,000
その他資本剰余金	0	222,127
利益剰余金	△935,822	0
利益準備金	220,825	0
その他利益剰余金	△1,156,647	0
繰越利益剰余金	<u>△1,156,647</u>	<u>0</u>
自己株式	△11,504	△11,504
その他	6,940	6,940
純資産合計	342,563	342,563

4 県庁東庁舎レストラン等の運営事業者の募集について

現在、県庁東庁舎に設置するレストラン等の運営事業者を募集しているので、その状況等について報告する。

(1) 概要

ア 経緯

- 令和2年3月 公募型プロポーザル方式により運営事業者を募集
- 4月 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発出
- 8月 参加申込みのあった事業者が全て辞退
- 令和3年4月 東庁舎供用開始（レストラン等は空きスペース）

イ 方向性

県有財産の早期有効活用を図るため、募集条件等の一部を見直し、再募集を行うこととした。

(2) 再募集の状況

ア 対象施設等

場 所	東庁舎12階	東庁舎 1階
店 舗 の 種 類	レストラン	カフェ又は コンビニエンスストア
面 積	約377㎡	約185㎡
賃 料	年額21,199,200円(税込)以上	年額8,899,000円(税込)以上
契約期間	5年(再契約可)	5年(再契約可)
選定方法	公募型プロポーザル方式	条件付き一般競争入札

イ スケジュール

(ア) レストラン

- 令和4年3月30日 募集開始
- 6月29日 企画提案書の提出期限
- 7月11日 審査会
- 7月中旬 運営事業者の候補者決定
- 8月以降 契約締結、店舗設置工事等開始
- 令和5年1月頃 営業開始(予定)

(イ) カフェ又はコンビニエンスストア

- 令和4年4月27日 募集開始
- 7月6日 入札不調